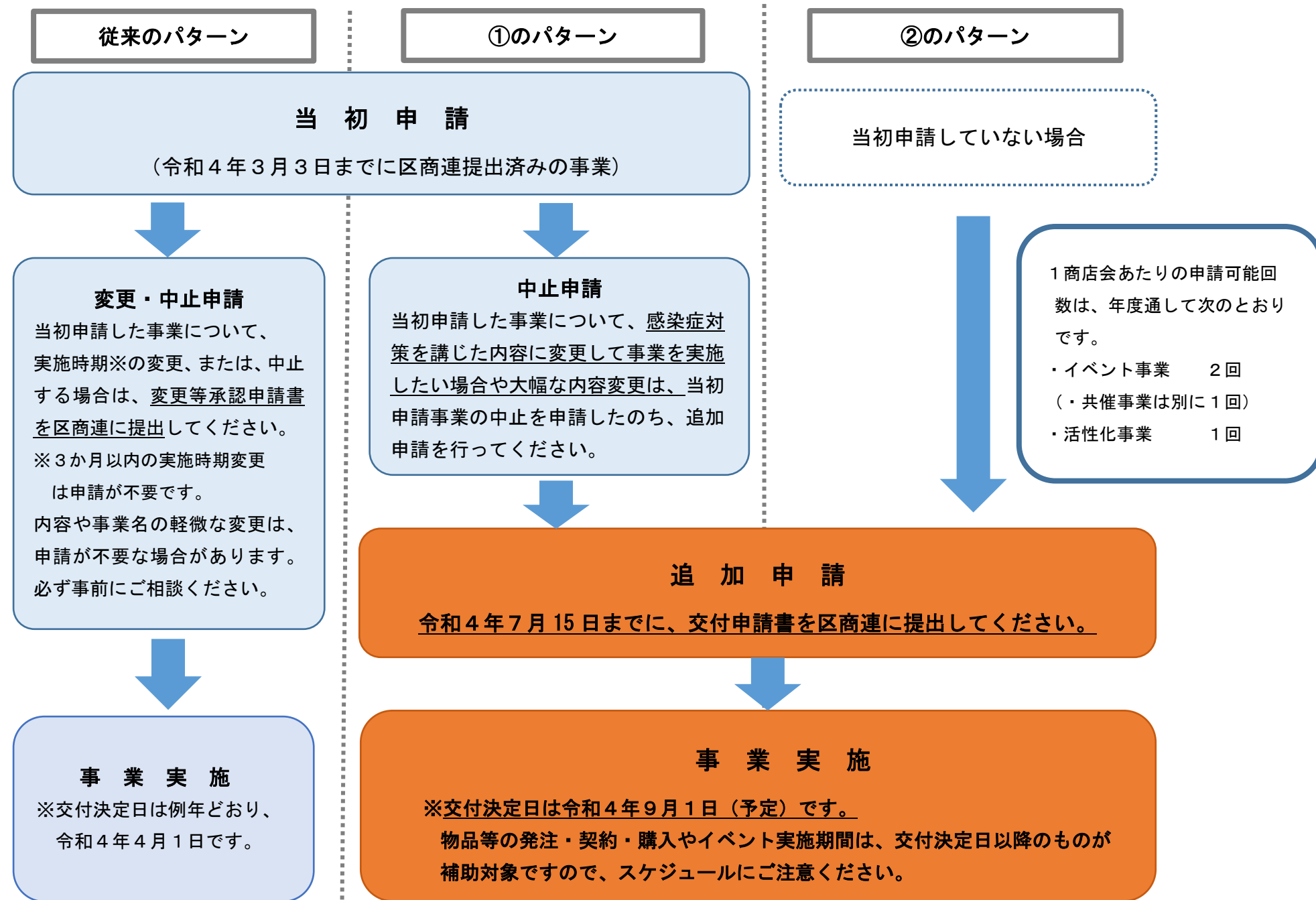


3 追加申請の受付要領



従来のパターン

①のパターン

②のパターン

当初申請

(令和4年3月3日までに区商連提出済みの事業)

当初申請していない場合

変更・中止申請

当初申請した事業について、実施時期※の変更、または、中止する場合は、変更等承認申請書を区商連に提出してください。

※3か月以内の実施時期変更は申請が不要です。

内容や事業名の軽微な変更は、申請が不要な場合があります。必ず事前にご相談ください。

中止申請

当初申請した事業について、感染症対策を講じた内容に変更して事業を実施したい場合や大幅な内容変更は、当初申請事業の中止を申請したのち、追加申請を行ってください。

1 商店会あたりの申請可能回数は、年度通して次のとおりです。

- ・イベント事業 2回
(・共催事業は別に1回)
- ・活性化事業 1回

追加申請

令和4年7月15日までに、交付申請書を区商連に提出してください。

事業実施

※交付決定日は例年どおり、令和4年4月1日です。

事業実施

※交付決定日は令和4年9月1日(予定)です。

物品等の発注・契約・購入やイベント実施期間は、交付決定日以降のものが補助対象ですので、スケジュールにご注意ください。